

子育て支援給付金の対象者について

【支給の対象者】

次の①～④のすべての要件に当てはまる方

①令和 4 年 4 月 1 日時点で総社市の住民基本台帳に記録されている。

②平成 15 年 4 月 2 日から令和 4 年 3 月 31 日までに出生した児童を養育している。

※児童が市外在住であっても、申請者が生計を維持していれば対象。児童が婚姻している場合や施設入所している場合、当該児童は対象外。

③令和 2 年中の所得が児童手当の所得制限限度額（下表参照）以上である。

④申請者若しくはその配偶者が、同一の児童に対する同様の給付金又は令和 3 年度子育て世帯への臨時特別給付金を受給していない（他市町村の給付金も含む）。

〈児童手当の所得制限限度額〉

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0 人	622 万円	833.3 万円
1 人	660 万円	875.6 万円
2 人	698 万円	917.8 万円
3 人	736 万円	960 万円
4 人	774 万円	1002 万円
5 人	812 万円	1040 万円

1. 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者(年収 103 万円以下の方)及び扶養親族の数
2. 所得税法上の同一生計配偶者(70 歳以上の者に限る)又は老人扶養親族がある者についての所得制限限度額は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 6 万円を加算した額
3. 扶養親族等の数が 6 人以上の場合の所得制限限度額は、1 人につき 38 万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70 歳以上の者に限る)又は老人扶養親族であるときは 44 万円)を加算した額